

平成 30 年
第 1 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 1 月 30 日（火） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行廣・

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美

4. 欠席委員（ 1 人）

20 番 月野 貴大

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 1 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 6 議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 7 議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 8 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 9 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

農政係長 本日は事務局長が、インフルエンザのためお休みしておりますので、進行を私の方で進めさせていただきます。それでは定刻になりましたのでご起立願います。 「一同 礼」 ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより平成 30 年第 1 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 72 頁をご覧くださいと重います。(諸般の報告をおこなう)

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

農政係長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 19 条

第2項の規定によ 16 番 永山 委員, 18 番 朽木 委員を指名し, 会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は, 本日 1 月 30 日の 1 日間としたいと思いますが, ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって, 会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして, 日程第3 議案審議に係る通知事案について, 事務局の説明を求めます。

農地係長 農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3 頁からになります。農用地利用集積計画による通知事案です。12 件の合意解約がなされました。うち議案審議に係る分が, 6 件です。内容は, 賃貸人が, 知覧町〇〇の〇〇〇〇相続人代表 〇〇〇〇さん, 賃借人は, 知覧町〇〇の 〇〇〇〇さん ほかの申し入れです。解約の主導は, 借り人主導によるものが 8 件, 貸し人主導によるものが 3 件, 中間管理事業への載せ替えが 1 件となっております。詳細は 4・5 頁をご覧ください。地目ごとの内訳は, 田が 11 筆で 10, 351 m², 畑が 10 筆 9, 157 m², 合計 21 筆 19, 508 m²の合意解約となります。地域別では, 知覧地域 10 件, 川辺地域 2 件となっております。以上で, 説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今の事案について, 質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては, あくまでも通知事案でございますので, ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして, 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは, 資料は 8 頁からになります。今回認定されたのは 2 件です。再認定が 7 件あります。まず, 頰娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で, 母と 2 人でキャベツ 3ha オクラ 15a の経営を行っていました。今後作付面積を増やし規

模拡大を図り経営の安定を実現したい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金を活用したハウスの増設等を希望しておられます。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、WCSを主体に経営を行っていましたが契約先の都合から営農計画を見直し生産結果が得られる大豆・そばを選択した営農を行いたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用した土地取得や機械の導入を希望しておられます。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5議案第1号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず川辺地区調査委員お願いします。

下之門委員 1月18日、宮原 俊郎 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、ご報告いたします。12頁、番号1番です。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇ほか6筆、畑が5筆の2,164㎡、山林が2筆2,647㎡、合計4,811㎡です。変更理由は、申請人は養豚業を主たる事業とする会社であり、申請地を借り受けて、堆肥舎、豚舎を建設して肉豚の増産を計画しています。このため、土地の有効利用、養豚場の集団化、効率化を図るため 農用地区域の農業用施設用地へ編入するものです。現地の場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の13～16ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており既存施設との集団化が図られ作業の効率化も見込まれることからあり、農用地区域の農業用施設用地への編入については特に問題はないと判断しました。現地調査の報告を終わります。

宮原委員 次に、番号2番です。申請人は、東京都中央区〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇他32筆、田の22,496㎡です。申請人は、遊技場の経営を行っており、事業拡大を目的として、申請地を借り

受けてパチンコ店舗及び駐車場を建設しようとし、農用地区域から除外をするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は17～20頁をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。また代替地については、数ヶ所検討したが、適当な場所がなかったとのこと。雨水排水は、調整池を設置して水路に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理後水路に放流する計画です。このことから、「農用地区域からの除外」については、やむを得ないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。これらの条件につきましては、現地調査員の報告のとおりであります。番号2番の遊技場については、今回の農振除外の申請面積22,496㎡を含めて開発予定面積が25,430㎡で、内訳としては店舗1棟(遊技台予定台数576台)の用地として2,966㎡、駐車場(予定台数630～650台分)の用地として21,845㎡などを計画しております。地元説明会では災害時等の地元貢献スペースを考慮して若干の余裕を確保した駐車場であるとの説明がなされているとのこと。関係行政庁の許認可等については、事前相談、協議中であり、〇〇自治区とは覚書押印済、〇〇〇〇とは開発行為に関する同意済、〇〇地区営農振興会とは覚書を交わす協議済、川辺町土地改良区とは事前相談済とのこと。土地改良事業等については、番号1番は実施されておりましたが、番号2番は、団体営ほ場整備事業(南中野迫地区第1工区)が昭和56年度に実施され、工事完了公告が昭和57年度になされております。このことから、番号1番の農用地区域の農業用施設用地へ編入、番号2番の農用地区域からの除外は、やむを得ないものと判断される所です。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願ひ致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願ひします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 15ページの図面を見ると申請地の周辺は区域外となっておりますが、14頁を見ますと周辺には畑面もあるようですが、この辺の畑はもう耕作されていない荒廃農地なのでしょうか。

農地係長 周辺は耕作されていなかったように思います。

梶山委員 周辺が農地としての機能があれば全体的に見直しできなかったのでしょうか。

農地係長 今回は豚舎、堆肥舎を造るという事で農振農用地に編入するという事で申請が上がってきたものです。

梶山委員 解りました。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第1号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。22 号からになります。今回の申請は、所有権移転9件になります所有権移転について、譲渡人は千葉県千葉市〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。内訳は、田が3筆で2,067 m²、畑が13筆で12,345 m²、合計16筆14,412 m²となっています。理由は、1番、2番、3番、6番、7番が規模拡大、4番が叔父より受贈、9番が知人より受贈、5番、8番が相手方の要望によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が298,408 円で、畑が52,705 円から1,003,717 円で売買される予定です。地域別では、颯娃5件、知覧1件、川辺3件でございます。法第3条第2項各号の判断については、24～28 号の調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが、議案第2号、農地法第3条許可申請に対する許可についての内、所有権移転に係る審議番号6番については、東垂水委員が議事参与の制限に該当しますので、これを除く案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

東 委員 100万円台はどこの畑になるのでしょうか。

農地係長 審議番号8番の川辺町〇〇の畑で面積が269㎡で売買価格が27万円という事でこの様になっております。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第2号の内、所有権移転に係る審議番号6番を除く案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号の内、所有権移転に係る審議番号6番を除く8件、の案件については、申請どおり許可することに決定いたします。
引き続き、議事参与の制限に該当する案件を審議いたしますので、東垂水委員の退室を求めます、
(東垂水 委員 退室)

議 長 これより審議を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第2号の内、所有権移転に係る審議番号6番については申請どおり可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号の内、所有権移転に係る審議番号6番については、申請どおり許可することに決定いたします。東垂水委員の入室を許可いたします。

(東垂水 委員 入室)

議長 東垂水委員に報告いたします。

議案第2号の内、所有権移転に係る審議番号6番については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第7議案第3号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず、所有権移転の5件の報告をお願いします。 まず①②番について吉崎委員お願いします。

吉崎委員 所有権移転の審議番号1番、2番について報告いたします。先ず30分、審議番号1番です。譲受人が、瀬戸町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、愛知県岡崎市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、瀬戸町〇〇、畑の1,687㎡の内699㎡です。譲受人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものであります。申請地は、瀬戸庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の32・33分の地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、西側は宅地に、南側は水路を挟んで道路に、東側は道路に接しています。現状のままで利用し、土留め工事をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設けて水路に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して水路へ放流します。日照通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはなく、また申請面積が500㎡を超えますが、申請地は道路より2～3m高く、のり面部分が多く、また進入路を設置するのでやむを得ないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。譲受人が、瀬戸町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、瀬戸町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、瀬戸町〇〇、畑の912㎡です。申請人は建設業を営んでおり、住宅用の乾燥材の需要が進み、申請地の隣接地にある木材置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて資材置場を整備しようとするものです。申請地は、瀬戸庁舎から〇〇に〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の34・35分の地図をご覧ください。申請地の北側は既存の資材置場に、西側は山林に、南側は道を挟んで原

野に、東側は道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で排水します。日照・通風等については資材置場としての利用であり影響を及ぼす恐れはなく、このことから、資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 次に宮原俊郎委員お願ひします。

宮原俊委員 審議番号3番について報告いたします。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の348㎡です。譲受人は、現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置し、知覧金山水車インターチェンジの近くに位置します。詳細は、議案資料の36・37ページの地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、西側と南側は宅地に、東側は道路に接しています。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水はため枡を設けて道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、下水道へ放流します。日照・通風等については、建築高を6m程度とするので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員お願ひします。

下之門委員 所有権移転の審議番号4番と5番について報告いたします。先ず31ページ、審議番号4番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の318㎡です。譲受人は、現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の38・39ページの地図をご覧ください。申請地の東側は畑に、南側は通路に、ほかは宅地に接しています。現状のままで利用し、土留め工事をするので土砂流出の恐れはなく、雨水はため枡を設けて道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、浄化槽で処理後道路側溝に放流します。日照・通風等については、緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号5番です。譲受人が、いちき串木野市〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の367㎡です。譲受人は、現在、借家住まいで手狭になってきたこ

とから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の40・41ページの地図をご覧ください。申請地の北側と南側は畑に、西側は宅地に、東側は道路に接しています。現状のままで利用し、土留め工事をするので土砂流出の恐れはなく、雨水はため枡を設けて道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、浄化槽で処理後道路側溝に放流します。日照・通風等については、緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 次に、賃借権設定の穎娃地区分1件について報告をお願いします。

松永委員 44ページ、賃借権設定の審議番号1番です。借人が、東京都港区の〇〇〇〇〇〇です。貸人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇〇さん 他4名です。申請農地は、穎娃町〇〇他6筆、畑の9,029㎡の内1,029㎡です。借人は、太陽光発電事業を営む法人であり、申請地は、大規模な太陽光発電所の調整池予定地に接しています。申請地の一部を借り受けて、調整池の設置に伴う掘削施工しようとするものであり、調整池の完成後は、申請地を埋め戻して、農地として返還をする一時転用です。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇〇〇〇〇の太陽光発電施設に接する数ヶ所に位置します。詳細は、議案資料の45～51ページの地図をご覧ください。申請地はいずれも調整池予定地に接しており、ほかは道路・山林・畑に接しています。最高5m程度の盛土及び最高5m程度の切土を行いますが、防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、調整池の完成後には現状復旧するので日照通風等については影響を及ぼす恐れもなく、このことから、調整池建設のための一時転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 次に、使用貸借権設定の知覧地区分1件について報告をお願いします。

宮原俊委員 52ページ、使用貸借権設定の審議番号1番について報告いたします。借人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の957㎡の内499㎡です。借人は現在借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を妻の父から借り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の入口付近に位置します。詳細は、議案資料の53・54ページの地図をご覧ください。申請地の北側及び南側の一部は道路に、ほかは畑に接しています。最高30cm程度の盛土を行うが、よう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、雨水はため枡を設けて道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理後道路側溝に放流します。日照・通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

先ず、所有権移転の審議番号1番から5番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号1番は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる「集落接続施設」に該当すると思われます。審議番号2番、5番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の「その他の農地」と判断されます。審議番号3番は、南薩縦貫道路の知覧金山水車インターチェンジの出入口の周囲300m以内の区域に位置するので、第3種農地の「300m以内農地」と判断されます。審議番号4番は、都市計画法で「第1種住居地域」として用途区域が定められていることから、第3種農地の「都市計画用途区域内農地」と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号1番から5番の申請者は、過去に違反転用等を行ったことが無く、審議番号1番は自己資金及び融資で、2番は自己資金で、3番、4番、5番は全額融資で賄う計画で申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号1番から5番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号1番は、農振農用地ではありませんが、畑地かんがい事業の西部8工区の受益地であります。南薩土地改良区からの農地転用についてさしつかえない旨の意見書が添付されております。あとは特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番、3番、4番、5番の一般住宅へ、審議番号2番の資材置場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に44番、賃借権設定の審議番号1番について補足説明いたします。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、太陽光発電施設の調整池設置に伴う掘削工事のための約1年間（H30.2～H31.3）の「一時転用」となります。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、全額自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

これらのことから、審議番号1の調整池工事の掘削工事に伴う一時転用はやむを得ないと判断するところです。

次に53頁、使用貸借権設定の審議番号1番について補足説明いたします。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の「その他の農地」と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、全額融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許可等については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号1番の一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第3号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第3号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第8議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。56頁からになります。

先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲

受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん他3件であります。理由は、全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は田が2筆の2,070㎡、畑が7筆の7,960㎡であります。申請農地の取引価格については、10aあたり田が200,000円～300,000円、畑が199,146円～2,829,089円で売買される予定です。地域別では、知覧3件、川辺1件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定でありますが、58㍿からになります。利用権を設定する者は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、枕崎市の〇〇〇〇さん、ほか58件になります。設定面積は、田が32筆で27,527㎡、畑が55筆で104,331㎡の合計87筆の131,858㎡になります。地域別では、顚娃が6件、知覧が26件、川辺が27件、合計59件となっております。

次に、「貸借利用権の転貸権設定」でありますが、67㍿からになります。利用権を設定する者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんになります。設定面積は、田が2筆の1,933㎡になります。地域別では川辺1件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定でありますが 69㍿からになります。 利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受けるものが知覧町〇〇の〇〇〇〇さん他2件になります。設定面積は、田が6筆の7,005㎡、畑が1筆の208㎡の合計7筆、7,213㎡になります。地域別では、知覧1件、川辺2件、合計3件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の番号3番については東垂水委員が、賃貸借利用権設定の番号54・55・56番については下之門委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

東 委員 64㍿の審議番号40番の賃借料7,000円で上がっていますが、間違いありませんか

農地係長 利用権設定各筆明細にて確認しましたので間違いありません。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号3番を除く3件と賃貸借利用権設定の番号54・55・56番を除く案件56件と賃貸借利用権の転貸の全案件とそして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第4号の案件の内、所有権移転の番号3番を除く3件と賃貸借利用権設定の番号54・55・56番を除く案件56件と賃貸借利用権の転貸の全案件とそして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第4号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。東垂水 委員・下之門 委員にお諮りします議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。

(東垂水 委員、下之門 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、所有権移転の番号3番と賃貸借利用権設定の番号54・55・56番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案4号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。東垂水 委員・下之門 委員の入室を許可いたします。
(東垂水 委員 下之門 委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

農政係長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成30年第1回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

農政係長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 16 番 _____

会議録署名委員 18 番 _____